

海外の刑事訴訟と デジタル・フォレンジック

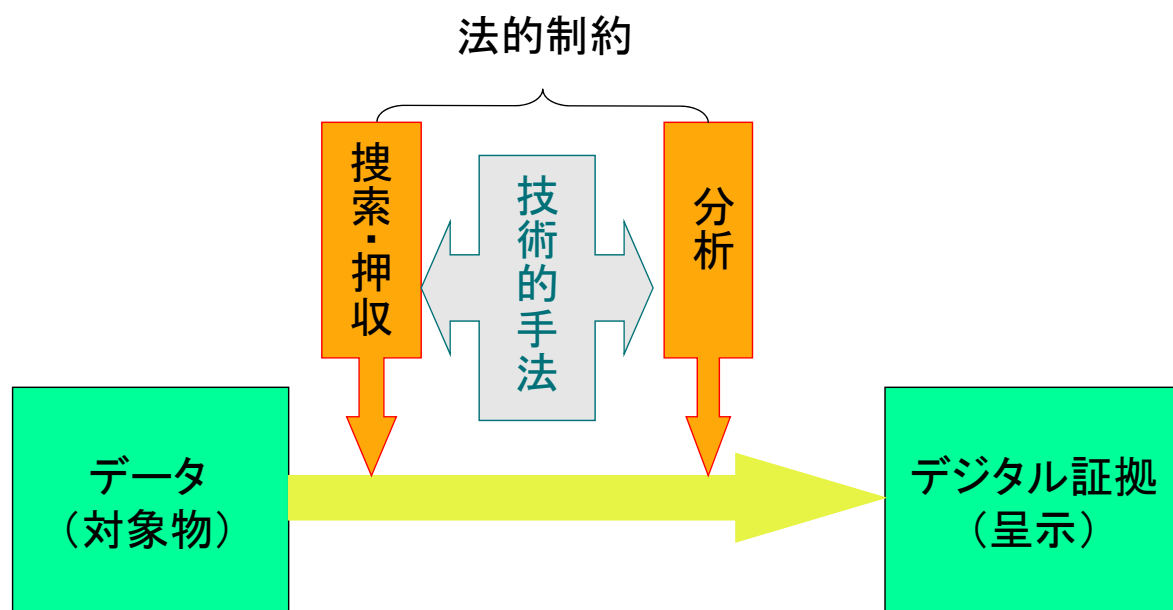
千葉大学 石井徹哉

© 2009 Tetsuya Ishii. All rights reserved

概要

1. 「証拠」って何？
2. 証拠の「呈示」って何？
3. 証拠呈示としてのExpert Witness・鑑定証人
4. 科学的証拠は、難しい

1. 犯罪事実の再現
 - いつ？
 - どこで？
 - 誰が？（主体）
 - 何を？（客体）
 - どのようにして（実行行為），どうした（結果）？
2. 証拠が犯罪事実そのものを明らかにすることは、稀
 - 状況証拠
 - 間接事実の組み合わせ
3. 基本的には，公判において**呈示**



1. 直接主義的な伝統の残滓？
 - デジタルな証拠も、すべて書類化
 - 古典的なもの：通話記録, 課金情報 etc.
 - 最近では：メール本文
 - ⇒プリントアウト（印刷出力）
2. デジタル証拠の書類化に伴う法的問題
 - 伝聞証拠（証拠能力）
 - 自動生成記録それ自体が伝聞証拠ではないかという問題
 - コピーは原本か（証拠能力）
3. 消えてしまった改正刑訴法（案）：記録命令付き差押え
 - 差し押さえるべき記録媒体に記録された電磁的記録を他の記録媒体に複写し、印刷し、または移転した上、当該他の記録媒体を差し押さえ
 - 差し押さえを受ける者に差し押さえるべき記録媒体に記録された電磁的記録を他の記録媒体に複写させ、印刷させ、または移転させた上、当該他の記録媒体を差し押さえ

プリントアウトやコピーが証拠となる法的根拠

1. Best Evidence Rule
 - 事案の性質が許容するBest Evidenceがつねに必要
2. 米国：連邦証拠法規則
 - 1002条：原本性の要求
 - 1001条（2）3：プリントアウトは原本
 - 1003条：コピーの許容性
 - (1) 原本の真正に関する相当な疑いが提起された場合、または、
 - (2) 写しを原本に代わる証拠とすることが不公正となるような状況がある場合
 - を除いて
3. 証拠の呈示
 - プリントアウト⇒印刷した書類を呈示
 - データ（のコピー）それ自体は？
 - コピーは証拠なのだが。。。

1. Expert Witness・鑑定証人の重要性
 - デジタル・フォレンジックの手法を投入して、データを解析し、その証拠としての意味を明らかにする
 - その結果を、鑑定意見として公判に呈示・提出
2. なぜNew Typeなのか
 - 旧来の手法
 - 鑑定意見書を証拠として提出し、その疑義を鑑定人の証人尋問でたす
⇒あくまで鑑定書が証拠
 - 米国では、あるいは、これから
 - 鑑定人としての公判廷での説明（証人尋問）が証拠の呈示となりうる
 - 米国：陪審制度
 - 日本：裁判員裁判の導入⇒公判スタイルの変化の可能性

1. 米国におけるExpert Witnessのタクティクス
 - 米国のDF養成の教育システム
 - Expert Witnessのタクティクスをカリキュラム化
 - 法制度の周知・熟知もカリキュラム化
 - デジタル・フォレンジック専門の弁護士
 - Expert Witnessに対する尋問技術の熟練
 - 技術的仕組みの理解
2. ドイツ：鑑定人の証人尋問で問われるもの
 - Old Type：証明力より証拠能力
 - New Type：証明力の問題へ比重が移行

1. DNA鑑定 of 証拠能力・証明力

- 最決平成12年7月17日刑集54巻6号560頁
 - いわゆるMCT118DNA型鑑定は，**その科学的原理が理論的正確性を有し，具体的な実施の方法も、その技術を習得した者により、科学的に信頼される方法で行われたと認められる。**したがって，右鑑定の証拠価値については，その後の科学技術の発展により新たに解明された事項等を加味して慎重に検討されるべきであるが，なお，これを証拠として用いることが許されるとした原判断は相当である。

2. 科学神話 (Myth) を通用させないために

- 証拠のもつ証明力を的確に説明する必要性
- 素人にもわかる，誤解を与えない説明